

法 規 的 告 示

○農林水産省告示第九百五十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。農林水産大臣 小泉進次郎

改正後				改正前			
別表				別表			
長野県	都道府県	市町村	地域	長野県	都道府県	市町村	地域
南佐久郡南牧村	(略)	(削る)	海ノ口、野辺山及び平沢	南佐久郡南牧村	南佐久郡川上村	榑澤	野辺山及び平沢

附 則
この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中、「海ノ口、」を加える部分は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。